

高齢者の悪質商法被害防止キャンペーン **実 施 中**

高齢者を狙った悪質業者による消費者被害が依然として後を絶たないことから、茨城県消費生活センターと笠間市消費生活センターでは、9月を「高齢者の被害防止キャンペーン月間」として、連携して啓発活動を実施しています。

【高齢者を消費者被害から守るために】 悪質業者は高齢者を狙っています！

- ・親しげな言葉で近寄り、必要のない高額な商品（住
宅リフォーム、浄水器等）を契約させる訪問販売
- ・巧妙な手口を使った振り込め詐欺

高齢者の被害の特徴

- ・健康上の不安、お金の不安、孤独につけこまれる
- ・情に訴えられると断れなくなる
- ・被害にあっても周りに迷惑をかけたくないと思い相談しない

【悪質商法の被害にあわないために】 悪質商法の手口を知ろう！

- ・いらぬものは「いりません」とはっきり断ろう
- ・普段から家族や高齢者の生
活に密接したところで活動
されている方は高齢者の暮
らしの変化（普段見慣れな
いモノが必要以上にある
等）に注意しよう



事例1

「ご注文を受けた健康食品が準備できたので、送
ります」と電話があった。「覚えがない」と断ると「裁
判する」と強い口調で言われた。勝手に商品を送っ
て来たらどうしたらよいか？

対応

勝手に商品を送ってきたので代金を支払う義
務はありません。また、受け取る必要もありません
ので、受け取り拒否をしましょう。

事例2

「あなたの名前で社債を購入した」「パンフレットが届い
ていないか」「運用権を買いたい、ダイレクトメールが届
いた人しか買えないので、名義を貸してほしい」「新エネル
ギーに関するファンドを購入しないか」などの勧誘が頻繁
に自宅の電話にかかってくる。
こんなうまい話があるのか？

対応

「買え買え詐欺」の特徴的な勧誘方法
です。うまい話には十分注意しまし
ょう。不審な電話などがあった場合は、
消費生活センターに相談しましょう。

※笠間市消費生活センターでは、これらの被害を未然に防ぐために、出前講座を行っています。地域の集会など
にお伺いして、悪質商法の手口や対応の方法をわかりやすくお話します。
詳細については、当センターにお問い合わせください。

【問合せ】 笠間市消費生活センター（友部公民館1階）《相談専用電話》TEL0296-77-1313
相談受付時間：火曜日～土曜日 午前9時～正午、午後1時～4時

特設行政相談所を開設します

秋の行政相談週間10月20日（月）～26日（日）が始まります。これに伴い、市では「特設行政相談所」を開設します。
例えば、毎日の暮らしの中で「困りごとがあるが、どこに相談してよいかわからない」「わかりづらい道路案内標識
を改善してほしい」など、困っていること、望んでいることなどはありませんか？

行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間の有識者で、国や県、市などが行っている仕事に対する意見・要望な
どを住民から受け、助言や関係行政機関への通知などを行い、問題解決の促進を図っています。相談は無料で、秘密は
厳守されます。

《特設行政相談所》 日 時／10月22日（水） 午後1時～3時

場 所／笠間ショッピングセンターポレポレシティ 1階セントラルコート（笠間市赤坂8番地）

《行政相談委員》 ○磯 靖子（稲田） ○柴田 良子（大田町） ○茂呂 裕（下郷）

※予約申込みは不要です。お気軽にご相談ください。

なお、特設日以外でも、毎月第4水曜日に友部公民館1階相談室で受け付けていますので、ご利用ください。

【問合せ】 秘書課（内線225）